

質疑回答（名古屋市屋外広告物許可申請等システムに関する資料提供依頼書）

1	記載	「情報提供依頼書」P.2 1 実施趣旨
	Q	現在の「手作業を併用したプロセス」において、どのような課題があるか？
	A	・自動化できる作業が自動化されず、作業の手数（工数）が多い等（資料4 参照）
2	記載	「情報提供依頼書」P.3 図、他3
	Q	現行システムのプログラムソース・DB定義は提供されるか？
	A	・「A都市景観管理システム」「C定例処理プログラム」については、業務契約を締結した受託者に、提供することは可能 ・「B手数料収納データ作成システム」については不可
3	記載	「情報提供依頼書」P.3 図、他3
	Q	現行システムの動作環境は？
	A	・「A都市景観管理システム」については次のとおり。 Windows Server 2019 Standard Edition .NET Framework 4.7 Microsoft SQL Server 2019 Express Edition ・「C定例処理プログラム」については次のとおり。 Windows10以上 ・「B手数料収納データ作成システム」については不明
4	記載	「情報提供依頼書」P.3 図、他3
	Q	現行システムの開発言語は？
	A	・「A都市景観管理システム」については C# ・「C定例処理プログラム」については、Microsoft Access for Microsoft 365 ・「B手数料収納データ作成システム」については不明
5	記載	「情報提供依頼書」P.3 図、他3
	Q	現行システムのDBの種類は？
	A	・「A都市景観管理システム」については、Microsoft SQL Server ・「C定例処理プログラム」については、Microsoft Access for Microsoft 365 ・「B手数料収納データ作成システム」については不明
6	記載	「情報提供依頼書」P.4 3. 新フロー・新システムの考え方と進め方
	Q	「汎用性の高い電子申請システムをカスタマイズすることを含めて検討」とあるが、汎用性の高い電子申請システムでは不足すると想定している業務上必要な特徴は？
	A	・申請者以外に管理者、施工者等による申請内容の入力支援が必要であること（資料1 P.4 図1） ・申請者の変更に対応する必要があること（資料1 P.4 図2） ・小数点計算（小数点以下第2位切り捨て）が発生すること ・補正項目や補正回数が多く、補正内容の連絡に図面に補記する形で内容を表示する必要があることや概念図等を添付すること等が必要であること。図面の追加や差し替えがあること。こうした補正のやり取りが複数回繰り返されるため、申請内容のテキストデータを補正すること等を想定した機能では対応できないこと。 ・許可期間満了に伴う継続申請や変更申請等があるため、物件（屋外広告物）単位でこれらを紐づける必要があること。（継続申請や変更申請では、新たな図面や写真等が添付されることになる。）
7	記載	「情報提供依頼書」P.4 3. 新フロー・新システムの考え方と進め方
	Q	・基本計画の作成にかかる業務委託を実施する場合、現時点で想定されている公示時期は？
	A	R7～R8で想定。現時点で詳細は未定
8	記載	「情報提供依頼書」P.4 3. 新フロー・新システムの考え方と進め方
	Q	本計画の期間は令和11年までの想定となっているが、実装期間はもっと短くできると考えている。その場合、全体計画の期間を短くすることは可能か？
	A	技術的に可能で無理が無く、かつ本市の内部調整が整えば、全体計画の期間を短くできる可能性はある。

9	記載	「情報提供依頼書」P.5 4(2)① システムの初期導入及び運用保守のライフサイクルコスト
	Q	「経費」の対象は、システム開発/運用費のみか、職員稼働費も含めるか。
	A	今回の情報提供依頼において、職員稼働費は対象外で良い。
10	記載	「情報提供依頼書」P.6 4(2)② 基本計画の作成（Step 2）の業務委託費
	Q	個人情報を取り扱うが、セキュリティ要件に関する特別な基準や遵守すべきガイドラインはあるか？
	A	資料1 3 情報セキュリティ要件に示す通り。ただし、資料提供を受けた後、検討の結果、必要があれば、変更になる場合がある。
11	記載	「情報提供依頼書」P.6 4(4)希望する契約形態
	Q	「受託者が新システムを作成し、作成した新システムを名古屋市役所が利用する。その際のシステム料はクラウドサービス等の利用料を含めたものになる。」という理解になるが、それでよいか？
	A	次の条件を満たせば貴見のとおり。 ・新システムの開発等にかかるコスト（初期導入コスト、回答用紙2 参照）は、開発等にかかる契約（令和9年度～R10年度）での支払い。プログラムの著作権等の帰属については要調整 ・運用経費（回答用紙2 参照）は、令和10年4月契約締結、令和11年1月から令和15年12月までの月額定額支払い
12	記載	資料1「システム要件概要」P.1 冒頭
	Q	「本資料に示すシステム要件を満たす開発が決定しているわけではありません」とあるが、「要件を満たすこと」「経費節約」の意思決定の優先順位及びその割合は？
	A	バランス次第。基本計画（「情報提供依頼書」P.4）の段階で精査する。
13	記載	資料1「システム要件概要」P.1 1(3)① 現行システムから新システムへの移行
	Q	現行システムの申請時のPDF等のファイルやデータベースを含めた全データ量は？
	A	○前提 ・現在、紙申請が主であり、添付ファイルは紙のまま電子化されていないため、申請内容のテキストデータのための総量 ○現在のデータ量（サーバー上でのデータ量）は次の通り * 屋外広告物許可申請①（都市景観システム（A））★：300MB * 屋外広告業登録申請②（都市景観システム（A））：3MB * 違反広告物追放推進団体等申請（現行システム外。MS Accessで管理）：10MB ★都市景観システム（A）に登録されている、屋外広告物許可申請①については、令和7年2月現在、データ総数は約31,000件。このうちアクティブなデータ（許可が継続している屋外広告物に関するデータ）は、約20,000件 ★アクティブでないデータについては、申請者と共有の必要がないため、コストダウンにつながるのであれば、オンプレミスでのデータ保管等をご提案いただくことも可（ただし、クラウドからオンプレミスへ容易にデータを移行できるとともに、オンプレミスからクラウドに戻すことも容易にできること。また、移行したデータを市職員が容易に閲覧することができるようにすること。） ○新フロー・新システムになり、添付資料を電子で受け取れば、電子で保管するため、そのデータ量の想定については「15」参照
14	記載	資料1「システム要件概要」P.3 2(1)①利用者向け機能 ウ 申請者変更機能
	Q	①変更後の申請者は、同じ会社の担当者単位で発生するのか、会社単位で発生するのか？ ②もし会社単位の場合、証跡のある添付書類が必要な申請者の変更申請等が必要か？
	A	①会社単位 ②変更後の申請者（B社）を証明する書類は不要。理由は、現行の紙申請で求めているため。ただし、必要に応じて追加実装できる必要があり「資料1(3)②追加実装」の1つと考える。

15	記載	資料1「システム要件概要」P.3 2(1)①利用者向け機能 オ 申請機能																																																																													
	Q	1回の申請のデータ量は？																																																																													
	A	○前提 ・データ容量のばらつきが大きい。（看板1つに対して1申請の場合もあれば、郊外型量販店等で複数の看板について、1申請の場合もある。） ・物件（屋外広告物）単位で、許可期間満了に伴う継続申請等や変更申請等の際には、新たな図面や写真等が添付されることになる。 ○現在は紙ベースでの申請となっているため1申請のデータ量（テキストデータ及び添付データの）を想定すると、次のとおり。（年間の申請数は、資料2「用語・データ集」） 《屋外広告物許可申請①》 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">件数</th><th colspan="4">データ容量</th></tr><tr><th>1MB以下</th><th>数MB</th><th>5MB</th><th>30MB</th></tr><tr><td>新規許可</td><td>1,000件/年程度</td><td>—</td><td>600件</td><td>260件</td><td>40件</td></tr><tr><td>継続許可</td><td>7,000件/年程度</td><td>—</td><td>6,000件</td><td>995件</td><td>5件</td></tr><tr><td>変更許可</td><td>300件/年程度</td><td>—</td><td>70件</td><td>120件</td><td>5件</td></tr><tr><td>届出</td><td>1,000件/年程度</td><td>800件</td><td>100件</td><td>100件</td><td>—</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>800件</td><td>6,770件</td><td>1,475件</td><td>50件</td></tr></table> 《屋外広告業登録②》 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">件数</th><th colspan="4">データ容量</th></tr><tr><th>1MB以下</th><th>5MB</th><th>30MB</th><th>100MB</th></tr><tr><td>登録</td><td>60件/年程度</td><td>50件</td><td>5件</td><td>3件</td><td>2件</td></tr><tr><td>更新</td><td>100件/年～250件程度</td><td>160件</td><td>20件</td><td>15件</td><td>5件</td></tr><tr><td>変更・届出</td><td>200件程度</td><td>150件</td><td>40件</td><td>7件</td><td>3件</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>360件</td><td>65件</td><td>25件</td><td>10件</td></tr></table> 《違反広告物津法推進団体等申請③》 1申請あたり500KB程度 ○なお、1ファイルが10MB以上の大容量の添付ファイル（PDF,JPEG,PNG等）は、データ容量圧縮機能等を提案いただくことも可（その旨を、回答様式に明記すること。）						件数	データ容量				1MB以下	数MB	5MB	30MB	新規許可	1,000件/年程度	—	600件	260件	40件	継続許可	7,000件/年程度	—	6,000件	995件	5件	変更許可	300件/年程度	—	70件	120件	5件	届出	1,000件/年程度	800件	100件	100件	—	計		800件	6,770件	1,475件	50件		件数	データ容量				1MB以下	5MB	30MB	100MB	登録	60件/年程度	50件	5件	3件	2件	更新	100件/年～250件程度	160件	20件	15件	5件	変更・届出	200件程度	150件	40件	7件	3件	計		360件	65件	25件
	件数	データ容量																																																																													
		1MB以下	数MB	5MB	30MB																																																																										
新規許可	1,000件/年程度	—	600件	260件	40件																																																																										
継続許可	7,000件/年程度	—	6,000件	995件	5件																																																																										
変更許可	300件/年程度	—	70件	120件	5件																																																																										
届出	1,000件/年程度	800件	100件	100件	—																																																																										
計		800件	6,770件	1,475件	50件																																																																										
	件数	データ容量																																																																													
		1MB以下	5MB	30MB	100MB																																																																										
登録	60件/年程度	50件	5件	3件	2件																																																																										
更新	100件/年～250件程度	160件	20件	15件	5件																																																																										
変更・届出	200件程度	150件	40件	7件	3件																																																																										
計		360件	65件	25件	10件																																																																										
16	記載	資料1「システム要件概要」P.3 2(1)①利用者向け機能 ク 電子決済機能																																																																													
	Q	電子決済（キャッシュレス決済）を導入した場合でも、手数料の銀行振込のフローは残るか？																																																																													
A	残る。（紙申請の場合、手数料は銀行振込になる。また電子申請の場合でも手数料を銀行振込することも選択できるようにする必要がある。）																																																																														
17	記載	資料1「システム要件概要」P.3 2(1)①利用者向け機能 ケ 各種帳票印刷機能																																																																													
	Q	タイムスタンプは、どの程度のものが必要か？																																																																													
A	「①屋外広告物許可申請」の許可書や「屋外広告業登録申請」の登録証等については、むやみに印刷（ダウンロード）出来ないよう、印刷日時（ダウンロード日時）を補記し、印刷制限（ダウンロード制限）をかけた、という意図で記載しているおり、この程度の機能があればよい。																																																																														
18	記載	資料1「システム要件概要」P.5 2(1)②システム管理者向け機能、③システム操作者向け機能																																																																													
	Q	想定されている利用職員数（システム管理者とシステム操作者数の合計数）は？																																																																													
A	10人程度																																																																														
19	記載	資料1「システム要件概要」P.5 2(1)②システム管理者向け機能 ウ 公開サイト管理機能																																																																													
	Q	「システム管理者向け機能」の「公開サイト管理機能」は、どのような業務をイメージしているか？																																																																													
A	次のような業務イメージしている。 ・①利用者向け機能の「エ ポータル機能」としての内容を追加、更新等を行う業務 ・入力フォームを分かりやすくするための、入力項目名や説明等の簡易な修正																																																																														
20	記載	資料1「システム要件概要」P.5 2(1)②システム管理者向け機能 エ 手続き等管理機能																																																																													
	Q	「手続き等の情報を表示するページを作成できること」とあるが、市ウェブサイト等に記載されている手続きURLを記載する等、動線が引ければよいか？																																																																													
A	貴見のとおり。																																																																														

21	記載	資料1「システム要件概要」P.5 2 (1)③システム操作者向け機能 イ 審査支援機能
	Q	「タブレット端末」はどのような端末を想定しているか？
	A	タブレット端末で実施したいことは、図面や画像に寸法やメモを補記して保存したり、図面（補記内容含む。）の一部をスクリーンショットで画像化し、申請者に補正内容の連絡用に送付するなど。 上記が実現できるタブレット端末を想定。操作性に優れたものであれば、具体的な端末の指定はない。